

報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月8日提出

澁川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年3月15日午後1時15分ごろ、渋川市行幸田1967番1地先林道行幸田線において、市民環境部環境森林課職員が停車中の公用車（群馬41め9956）から降車する際、右側ドアを開けたところ、後方から走行してきた[REDACTED]氏が運転する乗用車（[REDACTED]所有者[REDACTED][REDACTED]氏）の左側サイドミラーに接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月20日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費83,886円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

83,886円